

# 異動・退職する時は、麻薬施用者免許の 手続きが義務付けられています！！

麻薬施用者の方へお渡しください。

## 広島県西部保健所（生活衛生課）

○麻薬施用者が、異動又は退職される時は、免許証の  
変更（書替）又は廃止手続きをしなければいけません。  
（麻薬及び向精神薬取締法第7・9条に義務付け）

○麻薬施用者免許は、医師/歯科医師/獣医師 個人に  
与えられているものです。  
もし、病院や診療所内で免許証を保管管理されていた  
場合は、異動・退職前に必ず返却してもらい、手続きを  
してください。

西本 第 12345 号

麻薬施用者免許証

|                                                           |                        |
|-----------------------------------------------------------|------------------------|
| 所在地                                                       | 〇〇市一丁目1-1              |
| 麻薬施用者                                                     | 氏 名 佐々木 太郎             |
| 麻薬施用者又は麻薬研究者<br>にあつては、従事して診療<br>又は研究に従事する麻薬<br>廃止又は麻薬研究施設 | 所在地 *****<br>氏 名 ***** |
| 住 所                                                       | ▲▲市▲区一丁目2-2            |
| 氏 名                                                       | 佐々木 太郎                 |

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により  
免許を受けた麻薬施用者であることを証明する。

## (1) 広島県内で異動するとき



A病院（☆保健所管内）からB病院（◇保健所管内）へ  
異動します。B病院でも私は麻薬を施用する予定です。

「麻薬施用者免許証記載事項変更届」と免許証を、  
◇保健所（異動先の管轄保健所）へ、異動日から  
15日以内に提出してください（郵送可）。  
書替えた免許証が交付されます。



免許証を紛失していた場合

- ①まず、「再交付申請書」と「てん末書（紛失した理由等を記載）」を、☆保健所（発行元の保健所）へ  
提出し、免許証の再交付。
- ②次に、「記載事項変更届」と再交付された免許証を、◇保健所へ提出し、免許証の書替。



A病院（☆保健所管内）からB病院（◇保健所管内）へ  
異動します。B病院では、私は麻薬を施用しません。

「麻薬施用者業務廃止届」と免許証を、  
☆保健所（発行元の保健所）へ、異動日から  
15日以内に提出してください（郵送可）。



免許証を紛失していた場合

「業務廃止届」とあわせて「てん末書（紛失した理由等を記載）」を、☆保健所（発行元の  
保健所）へ提出。

## (2) 県外へ異動するとき

①「麻薬施用者業務廃止届」と免許証を、発行元の保健所へ、  
異動日から15日以内に提出してください（郵送可）。

②麻薬施用者免許は、異動先（業務を行う県）で新たに取得  
しなければいけません。異動先でも麻薬を施用する場合は、  
異動先の管轄保健所へ、事前に相談してください。



### (3)退職するとき



A病院(☆保健所管内)を、来月末で退職します。

退職後、「麻薬施用者業務廃止届」と免許証を、  
☆保健所(発行元の保健所)へ、退職日から15日  
以内に提出してください(郵送可)。



#### 免許証を紛失していた場合

「業務廃止届」とあわせて「てん末書(紛失した理由等を記載)」を、☆保健所(発行元の保健所)へ提出。

西本 第 12345 号

麻薬施用者免許証

所在地 ○○市一丁目1-1

麻薬業務所

広島県西部保健所長 ☐ ☐ ☐ ☐

有効期間 令和××年1月1日から  
令和××年12月31日まで

有効期間の過ぎた免許証を持っていた場合は…

免許証は県へ返納しなければいけません。  
「麻薬取扱者免許証返納届」と免許証を、  
発行元の保健所へ提出してください(郵送可)。  
(麻薬及び向精神薬取締法第8条に義務付け)



変更・廃止・返納届の提出が、法定期限(15日以内)を過ぎてしまった場合  
別途「遅延理由書(期限を過ぎた理由等を記載)」もあわせて提出。

### 届出の様式

広島県ホームページから、変更届・廃止届・返納届の様式をダウンロードできます。  
届出の添付書類や記載例も掲載していますので、ご確認ください。



🔍 サイト内検索で「麻薬」→  
「麻薬、覚醒剤原料の申請および届出について」のページ右側  
にある該当の内容をクリック



<問合せ先>  
〒738-0004  
廿日市市桜尾二丁目2-6 8  
**広島県西部保健所 生活衛生課**

TEL : 0829-32-1181 (代表)  
FAX : 0829-32-5034